

鎌ヶ谷市教育委員会会議録

平成30年9月定例会

- 《1 期 日》 平成30年9月28日（金）  
開会 午前11時00分  
閉会 正午
- 《2 会 場》 本庁舎6階第4委員会室
- 《3 出席者》 皆川 征夫 教育長  
奥村 さかえ 教育長職務代理者  
皆川 準一 委員  
住石 英治 委員  
石川 宏貴 委員
- 《4 出席職員》 山崎 正史 生涯学習部長  
狩谷 昭夫 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長  
吉野 光雄 生涯学習部参事（事）市民会館長  
小川 宏宜 生涯学習部副参事  
関根 延年 生涯学習部副参事（事）学校教育課長  
後藤 由美 教育総務課長  
青木 真也 生涯学習推進課長

崎 田 浩 史 教育総務課主幹

市 村 昌 子 学校教育課学務保健室長

関 正 人 教育総務課副主幹（事）教育総務係長

萩 原 美 恵 教育総務課主査補

《5 議案事項》

議案第1号 鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の  
一部を改正する告示の制定について

《6 報告事項》

報告第1号 10月の行事予定

報告第2号 学校の近況報告について（指導）

報告第3号 学校の近況報告について（管理）

《7 傍聴者》

なし

教 育 長	<p>本日の出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会9月定例会を開会します。なお、石川宏貴委員ですが、本日の定例会を欠席する旨の報告を受けております。</p> <p>本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、学校教育課学務保健室長、文化・スポーツ課主幹の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることとします。</p> <p>本日の定例会の会議録署名委員については、住石委員を指名します。</p>
教育総務課長	<p>本日の審議案件は、議案事項1件、報告事項3件です。よろしく、ご審議の程お願いします。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第1号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」事務局の説明をお願いします。</p>
学務保健室長	<p>就学援助の対象者を拡充するため、認定基準を収入から所得に変更し、併せて生活保護基準の1.2倍を基準といたします。また、現在、援助内容により2段階に区分しております準要保護者への援助につきましても認定区分を撤廃し、同様の費目を援助することができるよう、要綱の一部を改正するものです。なお、改正後の本要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の就学援助について適用するものであります。</p>
教 育 長	<p>これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
住 石 委 員	<p>収入と所得の違いを教えてください。</p>
学務保健室長	<p>給与を受けている方の収入ですと、給与に手当や賞与等を含めた税引き前の総収入額を指します。一方、所得は、収入から必要経費にあたる給与所得控除を差し引いた後の金額となります。</p>
住 石 委 員	<p>算定の基準は、同一世帯の合算所得になりますか。それとも保護者のみの所得になりますか。</p>

学務保健室長 就学援助につきましては、同一世帯の合算所得となりますので、同一世帯に祖父母がいた場合、年金収入である雑所得も対象になります。

住 石 委 員 改正をすることで、援助対象者が拡充するとのことですが、どの程度の増減となる予定か見積もりはでているのでしょうか。

学務保健室長 準要保護世帯の対象となる児童生徒が100名弱程度増えることを見込んでおります。

皆 川 委 員 生活保護法の改正に伴い、本市の要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務の取扱いも改正することになったのですか。

学務保健室長 生活保護法の改正につきましては、来月10月から施行されることですが、本要綱の改正は、生活保護法の改正とは別に提案しているものとなります。

皆 川 委 員 他市と比べると、本市はどのような状況なのでしょうか。

学務保健室長 平成23年度に実施した事業仕分けにおいて、就学援助事務が対象となり、近隣市に比べると本市の基準が厳しいというご指摘を受けました。そこで、準要保護者への2段階区分を設けた経緯がございます。市の財政状況を勘案しながら決めていくこととなりますが、東葛飾地区6市内で比較しますと、所得で認定している市につきましては、生活保護基準の1.1倍を基準としているのは、松戸市と流山市、我孫子市は1.5倍、本市は、1.2倍としており、松戸市と流山市に比べると手厚くなっていると思います。なお、野田市、柏市は、収入の1.5倍を基準としており、収入と所得の違いはありますが、収入の1.5倍は所得の1.1倍と同程度となりますので、この2市については、松戸市と流山市と同程度になるかと思えます。

また、昨年度から東葛飾地区の就学援助事務担当者会議というものを行うようになりましたので、近隣市の状況も把握しながら、また、本市においても、子育て世代に優しいまちづくりを市の施策として掲げておりますので、就学援助を進める中で、子どもたちの教育の機会均等を確



鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

平成30年10月24日

教育長 皆川 征夫

教育委員 住石 英治

作成者 萩原 美恵